

松茂町新工業団地造成  
測量設計等業務委託  
プロポーザル実施要領

令和8年5月

松茂町建設課

## 松茂町新工業団地造成測量設計等業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名：松茂町新工業団地造成測量設計等業務委託
- (2) 業務内容：別添「特記仕様書」のとおり
- (3) 業務目的：新工業団地の整備にあたり、将来の企業誘致に資するため、より効果的・効率的な団地造成を行うべく、測量設計等業務を実施することを目的とする。
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 選定方法：公募型プロポーザル方式による随意契約

### 2. 参加資格

参加者は、次に示す要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年5月1日現在、松茂町令和8年度競争入札参加資格者名簿に掲載されていること。
- (2) 国税、都道府県税、市町村税の未納がないこと。
- (3) 松茂町暴力団排除条例を遵守すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者
- (5) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条または第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
  - エ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立て
  - オ 上記ア～エまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - カ 上記ア～エに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体

### 3. 参加申込書の提出

- (1) 参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。
- (2) 受付期間：令和8年5月7日(木)午前9時から令和8年5月15日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法：電子メールにより提出。電子メール送信後、電話により受付の確認をすること。松茂町役場建設課 E-mail : kensetsu@matsushige.i-tokushima.jp

※本プロポーザル(以下、「本件」という。)に関する質問は、上記(2)受付期間までに電子メールにて送付すること。(任意様式)電子メール送信後、電話により受付の確認をすること。質問に対する回答は、松茂町ホームページに掲載する。

#### 4. 提案書の提出

(1) 別添「特記仕様書」に基づき、次のとおり作成すること。

ア 様式は任意とし、A4判とすること。ただし、場合によってはA3判も可能とする。

イ 各ページにはページ番号を付けること。

ウ 記述事項の順序は、下記11審査項目の順序と同一とすること。

エ 見積書には、各業務毎に内訳が分かるように内訳書を添付すること。

(2) 受付期間：令和8年5月7日(木)午前9時から令和8年5月21日(木)午後5時まで

(3) 提出方法：郵送又は電子メールにより提出

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地

松茂町役場建設課 E-mail : kensetsu@matsushige.i-tokushima.jp

#### 5. 選定方法等

(1) 審査及び受託候補者の選定

受託候補者の選定は、審査基準に基づき「審査委員」が行う。

審査項目は、下記11のとおりとする。

審査の結果、総合点数の最も高い参加者を受託候補者として契約に関する協議を行い、本町財務規則に基づいた契約を締結する。なお、合計点数が同点数の場合は、審査委員の多数決により受託候補者を決定する。また、上位の参加者が辞退または失格となった場合は、次点の参加者を繰り上げて審査を実施する。

ア 審査結果

参加者全員に対し書面で通知するとともに、松茂町ホームページにて公表する。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和8年5月25日(月) 詳細な時間帯は後日連絡

企画提案に必要な機器は、参加者が準備すること。

会議室の電源は使用することができる。

他者の傍聴はできない。

準備、片付けを含めて、持ち時間は30分とする。ただし、審査委員からの質疑に伴う時間超過は認める。

ウ 参加者が1者の取扱い

参加者が1者のみの場合も、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

#### 6. 失格事項

次のいずれかに該当した参加者は、失格とする。

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できない場合

## 7. その他

- (1) 本件に係る書類の作成等の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類の追加及び変更は認めない。
- (3) 提出された書類は、参加者に返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する。
- (5) 審査の過程、配点及び結果に関する質問や異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 本件において知り得た情報は、本件の目的以外に使用してはならない。
- (7) 参加申込書提出後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式2）を提出すること。

## 8. 見積限度額

259,916,800円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 9. 提出書類

| 様式 |     | 名称    | 提出期限等             | 部数 |
|----|-----|-------|-------------------|----|
| 1  | 様式1 | 参加申込書 | 令和8年5月15日（金）      | 1部 |
| 2  | 任意  | 提案書   | 令和8年5月21日（木）      |    |
| 3  | 様式2 | 辞退届   | 辞退する場合、速やかに提出すること |    |

## 10. スケジュール

| 年月日          | 項目                                | 備考       |
|--------------|-----------------------------------|----------|
| 令和8年5月7日（木）  | 受付開始                              |          |
| 令和8年5月15日（金） | 参加申込書（様式1）の提出期限<br>質問書（任意様式）の提出期限 | 期限厳守     |
| 令和8年5月21日（木） | 提案書（任意様式）の提出期限                    | 期限厳守     |
| 令和8年5月25日（月） | プレゼンテーション及び<br>ヒアリング審査            | 場所：松茂町役場 |
| 令和8年6月初旬     | 選定結果通知                            | 郵送にて通知   |

1 1. 審査基準

| 審査項目          |                  | 評価内容   |
|---------------|------------------|--|
| 業務実績・<br>実施体制 | 業務の実績            | 同規模の「業務実績数」を基に、本業務に必要な知見、専門的な知識を有しているか評価する。  |
|               | 業務の<br>統括管理者     | 統括責任者の同規模の「業務実績数」を基に、本業務に必要な知見、専門的な知識を有しているか評価する。                                    |
|               | 業務の実施<br>体制      | 実務担当者の同規模の「業務実績数」を基に、本業務に必要な知見、専門的な知識を有しているか評価する。<br>本業務の履行に向けた十分な実施体制が確保されているか評価する。 |
| 企画提案          | コスト面の<br>提案      | 円滑な事業進捗を図る上で、整備費が大きな影響を与えることが想定されており、設計段階で考えられるコスト縮減等による提案の有用性を評価する。                 |
|               | 業務の工程<br>の妥当性    | 履行期間内に実行可能な業務工程が計画されているか評価する。  |
|               | 価格の妥当<br>性       | 企画提案書と見積内容の整合性が取れており、価格が妥当なものであるか評価する。   |
| その他           | 自由なアイデアによる<br>提案 | より効果的・効率的な団地造成を行うべく、合理的な提案を評価する。   |